

# 交通共済約款

令和6年度



東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合

制定	昭和56年9月16日	承認	(81東陸自1旅2第6080号)
改正	昭和57年2月9日	変更承認	(82東陸自1旅2第119号)
	昭和63年6月15日	変更承認	(関自旅2第4631号)
	平成元年6月15日	変更承認	(関自旅2第3922号)
	平成12年6月19日	変更承認	(関自旅2第3427号)
	平成13年7月12日	変更承認	(関自旅2第4737号)
	平成16年2月20日	変更承認	(関自旅二第2357号)
	平成19年9月19日	変更承認	(関自旅二第763号)
	平成20年2月27日	変更承認	(関自旅二第3190号)
	平成21年5月29日	変更承認	(関自旅二第261号)
	平成22年3月4日	変更承認	(関自旅二第2678号)
	令和3年12月3日	理事会の議決により変更承認	(軽微事項)
	令和4年6月16日	総会の議決により変更承認	

# 交通共済約款

## 第1章 総 則

(共済契約の締結)

第1条 東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合（以下「本組合」という。）の行う共済事業の対人・対物共済契約（以下「契約」という。）の締結は、この約款の定めるところによる。

## 第2章 共済責任条項

(本組合の支払責任－対人共済)

第2条 本組合は、様式第3号「対人・対物共済契約車両番号一覧表（以下「車両番号一覧表」という。）」記載の車両（以下「契約車両」という。）の所有、使用若しくは管理に起因して他人の生命又は身体を害すること（以下「対人事故」という。）により、被共済者（以下「契約者」という。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この共済責任条項及び一般条項に従い、共済金を支払う。

2 本組合は、1回の対人事故による前項の損害額が自動車損害賠償保障法に基づく責任保険又は責任共済（以下「自賠責保険等」という。）によって支払われる金額（契約車両に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払う。

(本組合の支払責任－対物共済)

第3条 本組合は、契約車両の所有、使用若しくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損又は汚損すること（以下「対物事故」という。）により、契約者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この共済責任条項及び一般条項に従い、共済金を支払う。

(本組合による援助－対人・対物共済共通)

第4条 契約者が対人事故又は対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、本組合は、契約者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、本組合が契約者に対して支払責任を負う限度において、契約者の行う折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手続について協力又は援助を行う。

(本組合による解決－対人共済)

第5条 契約者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、又は本組合が損害賠償請求

権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、本組合は、別に定める対人事故については、本組合が契約者に対して共済責任を負う限度において、本組合の費用により、契約者の同意を得て、契約者のために、折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手續（弁護士を選任を含む。）を行う。

2 前項の場合には、契約者は本組合の求めに応じ、その遂行について本組合に協力しなければならない。

3 本組合は、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合は、第１項の規定は適用しない。

- （１）契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が共済証書記載の共済金額及び自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
- （２）損害賠償請求権者が、本組合と直接、折衝することに同意しない場合
- （３）契約車両に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- （４）正当な理由がなく契約者が前項に規定する協力を拒んだ場合

（損害賠償請求権者の直接請求権－対人共済）

第6条 対人事故によって契約者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、前条第１項で別に定める対人事故については、損害賠償請求権者は、本組合が契約者に対して支払責任を負う限度において、本組合に対して第３項に定める損害賠償額の支払を請求することができる。

2 本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して次項に定める損害賠償額を支払う。ただし、本組合がこの共済責任条項及び一般条項に従い契約者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とする。

- （１）契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、契約者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合又は裁判上の和解若しくは調停が成立した場合
- （２）契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、契約者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- （３）損害賠償請求権者が契約者に対する損害賠償請求権を行使しないことを契約者に対して書面で承諾した場合
- （４）次項に定める損害賠償額が共済証書記載の共済金額（同一事故につきすでに本組合が支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を超えることが明らかになった場合
- （５）法律上の損害賠償責任を負担すべき契約者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

(イ) 契約者又はその法定相続人の破産又は生死不明

(ロ) 契約者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

3 前条及び本条の損害賠償額とは、次の(1)の額から(2)及び(3)の合計額を差し引いた額をいう。

(1) 契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 自賠責保険等によって支払われる金額

(3) 契約者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

4 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が契約者の共済金の請求と競合した場合は、本組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払う。

5 第2項の規定に基づき、本組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において本組合が契約者に、その契約者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなす。

(共済金を支払わない場合—その1 対人・対物共済共通)

第7条 本組合は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払わない。

(1) 契約者並びに契約車両を運転中の者又は契約者の法定代理人(契約者が法人である場合は、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関)の故意

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)

(3) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波

(4) 台風、こう水又は高潮

(5) 核燃料物質(使用済燃料を含む。)若しくは核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

(6) 前号に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染

(7) 第2号から第6号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

2 本組合は、契約者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払わない。

(共済金を支払わない場合—その2 対人共済)

第8条 本組合は、対人事故により次の各号のいずれかに該当する者の生命又は身体が害された場合には、それによって契約者が被る損害に対しては、共済金を支払わない。

(1) 契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含む。）又はその父母、配偶者若しくは子

(2) 契約車両を運転中の者又はその父母、配偶者若しくは子

（共済金を支払わない場合－その3 対物共済）

第9条 本組合は、対物事故により次の各号のいずれかに該当する者の所有、使用又は管理する財物が滅失、破損又は汚損された場合には、それによって契約者が被る損害に対しては、共済金を支払わない。

(1) 契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含む。）又はその父母、配偶者若しくは子

(2) 契約車両を運転中の者又はその父母、配偶者若しくは子

（費用－対人・対物共済共通）

第10条 契約者が支出した次の費用（収入の喪失を含まない。）は、これを損害の一部とみなす。

(1) 第24条（事故発生時の義務違反）第1号に規定する損害の防止又は軽減のために必要又は有益であった費用

(2) 第24条第4号に規定する権利の保全又は行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 共済事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の防止又は軽減のために必要又は有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のため要した費用、及びあらかじめ本組合の書面による同意を得て支出した費用

(4) 損害賠償に関する争訟について、契約者が本組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解若しくは調停に要した費用又はその他権利の保全若しくは行使に必要な手続をするために要した費用

（支払共済金の計算－対人共済）

第11条 本組合が、1回の対人事故につき支払う共済金の額は、次の第1号及び第2号の合計額から第3号の額を差し引いた額とする。ただし、生命又は身体を害された者1名につき、それぞれ共済証書記載の共済金額を限度とする。

(1) 契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 前条第1号から第3号に規定する費用

(3) 自賠責保険等によって支払われる額

2 本組合は、前項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払う。

(1) 前条第4号に定める費用

(2) 契約者が本組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(支払共済金の計算—対物共済)

第12条 本組合が、1回の対物事故につき支払う共済金の額は、次の第1号及び第2号の合計額から第3号及び第4号の合計額を差し引いた額とする。ただし、共済証書記載の共済金額を限度とする。

(1) 契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 第10条(費用—対人・対物共済共通)第1号から第3号に規定する費用

(3) 契約者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

(4) 共済証書記載の免責金額

2 本組合は、前項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払う。

(1) 第10条(費用—対人・対物共済共通)第4号に定める費用

(2) 契約者が本組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

### 第3章 一般条項

(共済責任の始期及び終期)

第13条 本組合の共済責任の期間(以下「期間」という。)は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、中途契約の場合の期間は、掛金を払い込んだ翌日の午前0時から3月31日までとする。

2 自家用自動車の場合の期間は、掛金の全額を払い込んだ翌日の午前0時から1年間とする。

3 期間が始まった後でも、掛金の払い込み前に生じた事故については、本組合は、共済金を支払わない。

(共済責任のおよぶ地域)

第14条 本組合は、契約車両が日本国内にある間に生じた事故による損害又は傷害に対するみ共済金を支払う。

(告知義務)

第15条 本組合は、契約締結の当時、契約者又はその代理人が、故意又は重大な過失によって対人及び対物共済契約申込書(以下「共済契約申込書」という。)並びに対人・対物共済契約車両番号一覧表の記載事項について知っている事実を告げなかった場合、又は不実のことを告げた場合は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
- (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合
  - (2) 本組合が契約締結の当時、前項の告げなかった事実若しくは告げた不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
  - (3) 契約者又はその代理人が、本組合が共済金を支払うべき事故の発生前に、共済契約申込書等の記載事項につき、書面をもって更正を申し出て、本組合がこれを承認した場合
  - (4) 本組合が契約締結の後、前項の告げなかった事実又は告げた不実のことを知った時からその日を含めて、契約を解除しないで30日を経過した場合
  - (5) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことが、本組合が行う危険測定に関係のないものであった場合。ただし、その告げなかった事実又は告げた不実のことがこの契約の共済責任条項と全部又は一部に対して支払責任が同じである他の保険契約又は共済契約（以下「他の保険契約等」という。）に関する事項であった場合を除く。
- 3 第1項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。ただし、その解除が損害又は傷害の発生した後になされた場合であっても、本組合は、共済金を支払わない。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

(通知義務)

第16条 契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、契約者は、事実の発生がその責に帰すべき事由によるときはあらかじめ、責に帰すことのできない事由によるときは発生を知った後遅滞なく、書面をもってその旨を本組合に通知し、承認の請求を行わなければならない。ただし、その事実がなくなった後はこの限りでない。

- (1) 契約車両の用途、車種又は登録番号及び車両番号を変更すること。
  - (2) 契約車両を競技、曲技（競技又は曲技のための練習を含む。）若しくは試験のために使用すること、又は契約車両を競技、曲技若しくは試験を行うことを目的とする場所において使用する（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除く。）こと。
  - (3) 契約車両に危険物（「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス、火薬類、危険物若しくは可燃物、又は「毒物及び劇薬取締法」に定める毒物若しくは劇薬をいう。）を積載すること、又は契約車両が、危険物を積載した被けん引自動車をけん引すること。
  - (4) 前3号のほか、共済証書又は共済契約申込書等の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生し、かつ、危険が著しく増加すること。
  - (5) 他の保険契約等を締結すること。
- 2 本組合は、前項の事実が生じた時（同項の事実の発生が契約者の責に帰すことのできない事由による場合は、その発生を知った時とする。）からその事実がなくなる時まで（同項の書面を受領した後を除く。）の間に生じた事故による損害又は傷害に対しては、共済金を支払わない。ただし、同項第1号については、危険の増加が生じない場合はこの限りでない。



(契約車両の代替)

第17条 契約車両を代替するときは、その旨を書面をもって本組合に通知し、その承認を得なければならない。

(管理義務)

第18条 契約者若しくは契約車両の運行を管理する者は、契約車両を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはならない。

(調査)

第19条 本組合は、契約車両に関し、必要な調査をし、かつ、契約者に対し必要な説明若しくは証明を求めることができる。

(契約の無効)

第20条 契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があった場合は、契約は無効とする。

- (1) 契約に関し契約者又はその代理人に詐欺の行為があったこと。
- (2) 契約者が、本組合が共済金を支払うべき損害若しくは傷害又はこれらの原因がすでに生じていることを知っていたこと。

(解除)

第21条 本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済証書記載の契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この契約を解除することができる。

- (1) 第16条(通知義務)第1項若しくは第17条(契約車両の代替)の事実が発生した場合(これらの事実がなくなった場合を除く。)、又は第16条第1項若しくは第17条の規定により承認の請求があった場合。ただし、第16条第1項については、危険の増加が生じた場合に限る。
- (2) 正当な理由がなくて第18条(管理義務)の規定に違反した場合
- (3) 正当な理由がなくて第19条(調査)に規定する本組合の求めに応じない場合
- (4) 共済金請求に関し、契約者若しくは共済金を受け取るべき者、又はこれらの者の法定代理人に詐欺の行為があった場合

2 前項のほか、本組合は、この契約を解除する相当な理由があると認めた場合は、この契約を解除することができる。この場合には、本組合は、解除する日の前日から遡って10日前までに書面をもって共済証書記載の契約者の住所にあてて通知するものとする。

3 契約者は、本組合に対して解除する日の30日前までに書面による通知をもってこの契約を

解除することができる。

- 4 第1項第1号に基づく本組合の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅する。

(法令遵守の義務)

第22条 契約者は、道路運送法、道路運送車両法並びに道路交通法及びこれらの関係法令に定められている事項を、遵守しなければならない。

(事故発生時の義務)

第23条 契約者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければならない。

- (1) 損害の防止及び軽減につとめ、又は運転者その他の者に対しても防止及び軽減につとめさせること。
- (2) 次の事項を遅滞なく、本組合に通知すること。
  - (イ) 事故発生状況報告書(様式第1号)により、事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所及び氏名等
  - (ロ) 事故の状況について証人となる者がいるときは、その者の住所及び氏名
  - (ハ) 損害賠償の請求を受けたときは、その内容
- (3) 契約車両が盗難にあった場合には、遅滞なく警察に届け出るとともに本組合に通知すること。
- (4) 他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。以下同様とする。)をすることができる場合には、その権利の保全又は行使に必要な手続をすること。
- (5) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ本組合の承認を得ないで、その全部又は一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当又は護送その他緊急措置については、この限りでない。
- (6) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、又は提起されたときは、遅滞なく本組合に通知すること。
- (7) 第2号のほか、本組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また本組合が行う損害又は傷害の調査に協力すること。

(事故発生時の義務違反)

第24条 契約者が、正当な理由がなくて前条第2号(事故内容の通知)(ロ)(ハ)、第3号(盗難の届出)、第6号(訴訟の通知)又は第7号(書類の提出等)の規定に違反した場合は、本組合は、共済金を支払わない。

- 2 契約者が、正当な理由がなくて前条第1号(損害の防止及び軽減)、第4号(請求権の保全)

又は第5号（責任の無断承認の禁止）の規定に違反した場合は、本組合は、次の金額を差し引いて共済金を支払う。

（1）前条第1号に違反した場合は、防止軽減することができたと認められる損害の額

（2）前条第4号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

（3）前条第5号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

3 契約者が、前条第2号（事故内容の通知）、第3号（盗難の届出）若しくは第7号（書類の提出等）の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造し、若しくは変造した場合には、本組合は、共済金を支払わない。

#### （対人事故報告の特則）

第25条 共済責任条項に規定する対人事故の場合において、本組合が契約者から第23条第2項の規定に定める通知を受けることなく、事故の発生の日の翌日から起算して60日を経過したときは、本組合は、その事故による損害に対しては、共済金を支払わない。ただし、契約者が、過失がなく事故の発生を知らなかった場合、又はやむを得ない事由により、上記期間内に通知できなかった場合は、この限りでない。

#### （重複契約の取扱い）

第26条 共済責任条項に関しては、他の保険契約等がある場合において、次の（1）の額が損害額をこえるときは、本組合は、次の（2）の額の（1）の額に対する割合を損害額に乗じて共済金の額を決定する。

（1）それぞれの保険契約又は共済契約について、他の保険契約又は共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金又は共済金の額の合計額

（2）他の保険契約等がないものとして算出した本組合の支払うべき共済金の額

2 前項の規定にかかわらず、契約者が被った損害に対して他の保険契約等により優先して保険金又は共済金が支払われる場合は、本組合は、損害額が他の保険契約等によって支払われる保険金又は共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ共済金を支払う。

3 前2項の損害額は、それぞれの保険契約又は共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とする。

#### （審査請求）

第27条 契約者が、共済金査定額について不服のある場合には、査定額の通知を受けた日から2週間以内に、本組合に対して書面をもって審査を請求することができる。

(共済金の請求)

第28条 本組合に対する共済金請求権は、契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、契約者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、又は裁判上の和解、調停若しくは書面による合意が成立した時から発生し、かつ、その損害賠償を履行した時から、これを行行使することができるものとする。

2 契約者が、共済金の支払いを請求する場合は、前項に定めた共済金請求権発生の際の翌日から起算して60日以内又は本組合が書面で承認した猶予期間内に、次の書類を本組合に提出しなければならない。ただし、第3号に規定する交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 対人・対物共済金請求書(様式第2号)
- (2) 損害の額又は傷害の程度を証明する書類
- (3) 公の機関が発行する交通事故証明書
- (4) その他本組合が特に必要と認める書類又は証拠

3 契約者が前項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造し、若しくは変造した場合は、本組合は、共済金を支払わない。

4 対物共済において、契約者が共済金の支払を請求する場合、第33条(時効)の定めにかかわらず、第2項に定める期間内に請求しない場合は、本組合は、共済金を支払わない。

(共済金の内払請求)

第29条 対人事故により、契約者が支払った治療費、看護料及び休業補償費等の額が自賠責保険等の支払限度額を超過し、かつ、契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の範囲内であれば、前条(共済金の請求)第1項の規定にかかわらず、契約者は、前条第2項第1号から第4号に規定する書類を添えて10万円を単位として共済金の内払いを請求することができる。

(共済金の支払)

第30条 本組合は、契約者が第28条(共済金の請求)第2項の手続をした日からその日を含めて30日以内に共済金を支払う。ただし、本組合がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払う。

2 共済金は、銀行振込により支払う。ただし、特別の場合は、記名式小切手により支払うことができる。

(損害賠償額の請求及び支払)

第31条 損害賠償請求権者が、第6条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人共済)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類又は証拠を本組合に提出しなければならない

い。ただし、第2号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 損害賠償額の請求書
- (2) 公の機関が発行する交通事故証明書
- (3) その他本組合が特に必要と認める書類又は証拠

2 損害賠償請求権者が前項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造し、若しくは変造した場合には、本組合は、損害賠償額を支払わない。

3 本組合は、第6条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人共済）第2項に該当する場合には、損害賠償請求権者が第1項の手続をした日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払う。ただし、本組合がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく損害賠償額を支払う。

（代 位）

第32条 契約者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、本組合は、その損害に対して支払った共済金の額の限度内で、かつ、契約者の権利を害さない範囲内で、契約者がその者に対して有する権利を取得する。

（時 効）

第33条 共済金請求権は、次の時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅する。

- (1) 第28条（共済金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める損害賠償を履行した時
- (2) 第28条第2項に定める手続が行われた場合には、本組合が同項の書類又は証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

（損害賠償額請求権の行使期限）

第34条 第6条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人共済）の規定による請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできない。

- (1) 契約者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、契約者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、又は裁判上の和解、調停若しくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して2年を経過した場合。
- (2) 損害賠償請求権者の契約者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合。

## 第4章 特殊車両特約

(適用車両)

第35条 この特約は、関東運輸局長の許可に基づく特殊車両の対人及び対物共済契約（以下「契約」という。）に関する必要な事項を定める。なお、特殊車両とは、乗合タクシー、乗合タクシー併用ハイヤー及び乗合併用ハイヤーをいう。

(共済掛金)

第36条 共済掛金（以下「掛金」という。）は、交通共済規程第22条の別紙「算出方法書」の定めるところによる。

(契約の申し込み)

第37条 契約の申し込みは、様式第3号「特殊車両対人・対物共済契約申込書」及び様式第4号「特殊車両対人・対物共済契約車両番号一覧表」をもって行い、掛金全額は、振込又は小切手若しくは、口座振替で運行の前日までに払い込むものとする。

(共済責任－対人・対物共済共通)

第38条 共済責任の範囲は、第35条（適用車両）に基づく関東運輸局長の許可期間の、共済契約期間とする。

(準拠法)

第39条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令、本組合の定款及び交通共済規程の定めるところによる。

この約款は、令和4年6月16日開催の通常総会において約款の一部変更を議決し、令和4年6月17日から適用する。